

アジア諸国と人権（その二）



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

インド、スリ・ランカに続いて、ネパールを取り上げましょう。ネパールはインド亜大陸の北辺に在る内陸国で、面積は北海道、四国、九州の三島を併せたよりやや狭く、約二〇〇〇万の人口を抱えています。地理的にはヒマラヤ山脈の南斜面に広がる東西に長い長方形の国で、南端はインドに接し、パスポートなしに往来できるそうです。北端は世界の屋根チベットに接し、人口の大半はヒンドゥー教徒、一〇パーセント足らずがラマ系仏教徒、三・五パーセントがイスラム教徒で、ネパール語が国語です。人種的には、ネパール語を話すインド・アリア系が五割を超え、南部のインド・アリア系が三割、ビルマ・チベット系が二割足らずとなっています。

り、「国家の主権は人民に存し」ます。また、法は宗教、人種、性、カースト、部族または思想・信条による差別無く、すべての市民に等しく適用されなければ」なりません。とくに「女性の教育、健康、雇用のために特別な法的措置をとることにより、彼女たちが国家発展の任務によりよく参加できるように政策を追求する義務を国家に課して」います。さらに、生命に対する権利の尊重、拷問などの非人道的な取り扱いの禁止、奴隷や強制労働の禁止、法の前の平等と公正な裁判を受ける権利などが保障されています。

しかしながら審査の結果、採択された委員会の総括所見によれば、(一) ネパールの国内法における自由権規約の位置づけが明らかでなく、また規約や選択議定書に関する情報が国民に行き渡っていない、(二) 規約に掲げられた無差別・平等の根拠のなかでネパール憲法の規定に含まれていないものがあり、カーストによる差別の撤廃も不徹底である、(三) 債務奴隷、人身売買、少年労働、債務不履行による懲役など、規約違反が存在する、(四) 法律上はともかく、事実上の女性に対する差別——結婚、離婚、相続、子供への国籍移行、教育、刑事罰、賃金、暴力からの保護などが継続しており、とりわけ女性の平均寿命が男性より短いのは異常である、(五)

実は二〇〇八年、ネパールはそれ以前の王政から共和制に移行しましたが、王政時代の一九九一年に自由権規約（市民的および政治的権利に関する国際規約）とともに選択議定書の当事国ともなったのです。アジアで自由権規約の当事国となった国は相当数ありますが、選択議定書にも入ったのは、ネパールのほかにフィリピン（一九八九年）、韓国（一九九〇年）、モンゴル（一九九一年）、スリ・ランカ（一九九八年）の五箇国だけです。このうち、フィリピン、韓国、スリ・ランカからは、いくつもの個人通報が寄せられていますが今までのところ、モンゴルからは一件も寄せられていません。ところがネパールからは二〇〇六年、初めての個人通報が寄せられました。そこで、一九九四年に審査されたネパールの第一回国家報告書とともに、この個人通報を手がかりに、ネパールの人権状況を検討してみよう。

まず、ネパールは一九九四年春に第一回国家報告書を提出し、その年の一〇月、自由権規約委員会はこれを審査しました。報告書はA4版一三頁（シングル・スペース）の短いもので、内容的には一九九一年に採択された憲法を中心とする法律の規定を並べたものでした。それによれば、「すべての市民（国民）に対して基本的人権を保障することは、政治体制の基本的かつ不変の特性」である。即決処刑や恣意的な処罰、強制失踪、軍・保安部隊・警察などによる拷問や不法かつ恣意的逮捕・拘留などの情報が委員会に寄せられているが、これらの行為の実行者が取り調べられたり処罰されたりしておらず、被害者の家族が補償を受けていない。しかも、地域の法務官が準司法的な権限を持っており、裁判官の独立が十分保障されていない、(六) 表現や情報の自由に対する制約が厳しく、改宗を含む信教の自由が過度に侵害されている、等々の懸念が表明され、それらの改善が要請されているのです。

委員会は審査に際して、国家報告書や委員の質問に対する国家代表の口頭回答はもとより、国連や専門機関やNGOからの情報も参考にします。国家報告書の内容がそのまま受け入れられることは滅多にありません。そして、それはネパールに限ったことではありません。だが、それにしても、ネパールの憲法など国内法の法規定と現実の相違は大きすぎるように思われます。この点は、ネパールから寄せられた最初の個人通報を見ると、さらに明らかになります。そこで、今回はその個人通報を検討してみよう。